

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月13日同意した。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
三木町	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）高津地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）四十塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西土居地区